第七百三十四条第四項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第七百四十七条の二第一項中「）で総務省令で定めるもの（」を削り、「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等（特定書面等地方税関係申告等をいう。）」に改め、同項第一号中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一条の八第六十二項」に改め、同条第二項中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に改める。

第七百四十七条の三第一項中「で総務省令で定めるもの」を削り、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改め、同条第二項中「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改める。

第七百四十七条の六中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改める。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第五十三条第六十三項及び第六十六項」を「第五十三条第六十五項及び第六十八項」に、「第三百二十一条の八第六十項及び第六十五項」に改める。

附則第四条第一項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「に第一項」を「に同項」に改める。

附則第四条の二第一項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「に第一項」を「に同項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第五項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改める。

附則第七条第三項第一号及び第十項第一号中「、性別」を削る。

附則第七条の五の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(法人の道府県民税及び市町村民税の非課税)」を付する。

附則第七条の六を削る。

附則第八条第八項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第九項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二の二第一項中「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に、「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項、第四十五項及び第四十八項（同条第四十九項」を「第四十三項、第四十九項及び第五十項（同条第五十一項」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改め、同条第三項中「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第五十三項」に改め、同条第四項中「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に、「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項、第四十五項及び第四十八項（同条第四十九項」を「第四十三項、第四十九項及び第五十項（同条第五十一項」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改め、同条第六項中「第三百二十一条の八第五十一項」を「第三百二十一条の八第五十三項」に改める。

附則第八条の五の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(事業税の非課税)」を付し、同条中「第七十二条の二十四の七第六項の」を「第七十二条の二十四の七第七項の」に、「第七十二条の二十四の七第六項第一号」を「第七十二条の二十四の七第七項第一号」に改める。

附則第八条の六を削る。

附則第九条第十項中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「掲げる法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第七百四十七条の二第一項中「（」を削り、「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等（書面等以外地方税関係申告等をいう。）」に改め、同項第一号中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に改め、同条第二項中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に改める。

第七百四十七条の三第一項中「で総務省令で定めるもの」を削り、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等（書面等以外地方税関係申告等をいう。）